

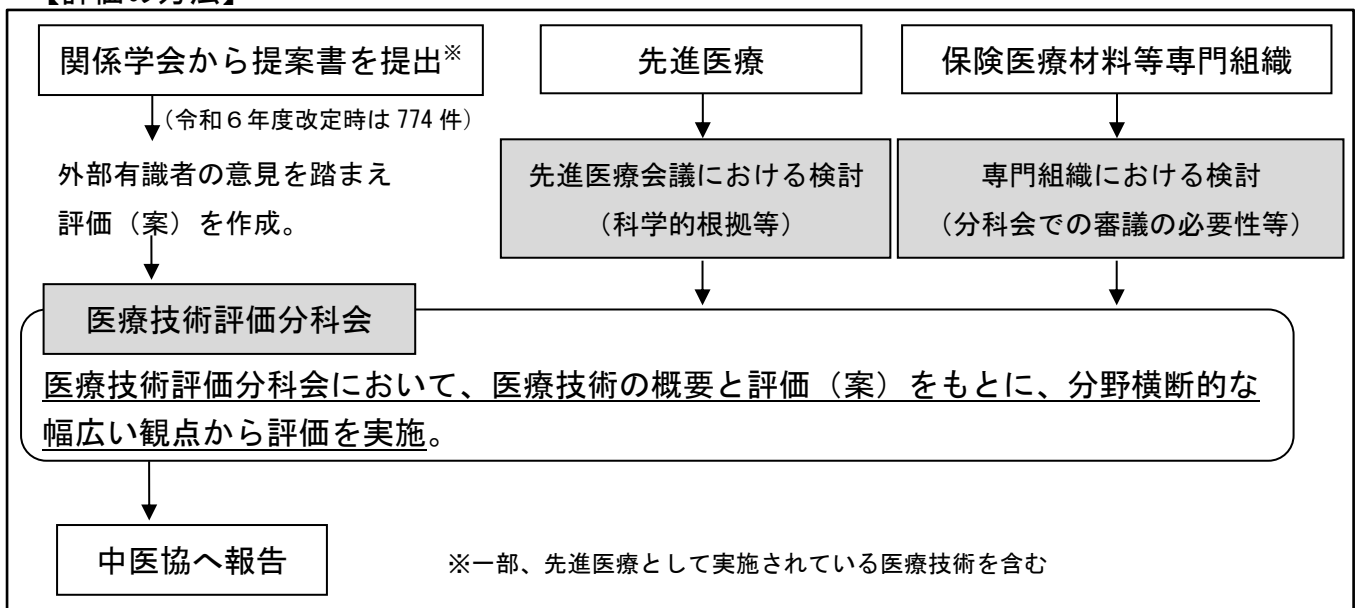
令和8年度診療報酬改定に向けた医療技術の評価方法等について（案）

1. 令和6年度診療報酬改定における対応

(1) 令和6年度診療報酬改定における評価の概要

- 新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価については、診療報酬改定毎に、学会等から提出された技術評価提案書等を踏まえ、医療技術評価分科会（以下、「分科会」という。）において検討を進め、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という。）総会へ報告を行ってきた。

【評価の方法】



- 令和6年度診療報酬改定においては、774件の技術を分科会における評価対象とし、そのうち177件の技術を診療報酬改定において対応する優先度が高い技術としたところ。また、177件のうち14件は診療報酬項目の削除の提案であった。

(2) 令和6年度診療報酬改定における主な論点

- ① 医療技術の再評価にかかる報告書について
 - ・ 令和4年度診療報酬改定における中医協答申書附帯意見として、医療技術の評価について以下のような指摘があった。

「中医協答申書附帯意見」（抜粋）

（医療技術の評価）

診療ガイドライン等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療ガイドラインの改訂やレジストリ等のリアルワールドデータの解析結果を把握し、それらを踏まえた適切な医療技術の評価・再評価を継続的に行うことができるよう、医療技術の評価のプロセスも含め引き続き検討すること。

- ・ これを踏まえ、令和6年度診療報酬改定においては、以下のいずれかに該当する技術を分科会において指定し、関係学会からの報告を求めることとした。
 - A) 令和4年度診療報酬改定において対応する優先度の高いものとされた医療技術のうち、提案書の「ガイドライン等での位置づけ」の欄において、「ガイドライン等で記載あり」とされたもの（113件）
 - B) レジストリの登録を要件として保険適用された技術（計35件）
 - ・ また、上記報告のため、医療技術評価報告書の様式を新設した。
- ② 医療技術の体系的分類について
- ・ 厚生労働省行政推進調査事業「公的医療保険における外科手術等の医療技術の評価及びその活用方法等に関する研究」によりSTEM7の分類に基づく各手術の麻酔時間の分布に係る解析が行われ、一部整形外科手術において、術式ではなく手術部位により麻酔時間が異なることが明らかになった。これを踏まえ、同研究より整形外科領域におけるKコードの見直し案が示されたところであり、令和6年度診療報酬改定の次の改定での対応に向けて必要な検討を行うこととした。
- ③ 医療技術の審議を行う場について
- ・ 令和5年2月9日の分科会及び同年2月15日の中医協総会における議論により、令和6年度診療報酬改定においては、製造販売業者から保険適用希望書が提出され保険医療材料等専門組織において審議を行う技術について、必要な場合に分科会での検討を求めることができるものとされ、該当する4技術について分科会で検討が行われた。
- ④ 医科（歯科）点数表における医療技術に関する項目の整理について
- ・ 令和5年12月27日の中医協総会において、医科（歯科）点数表における医療技術に係る診療報酬項目について、算定回数が極めて少ない項目のうち、他の技術により置き換えられているものについては、関係学会等の意向を踏まえつつ、一定の経過措置を置いた上で削除を検討することとした。
 - ・ これを踏まえ、令和6年度診療報酬改定においては、算定回数が複数年0回かつ他

の技術に置き換わっていることが考えられる3技術について、関係学会の意向も踏まえて削除した。(令和8年5月31日までの経過措置あり)

- ・ また、関係学会からの提案を踏まえ、医療技術の一部を削除した。

2. 令和8年度診療報酬改定に向けた対応(案)

(1) 令和8年度の評価の具体的な進め方について

(ア) 分科会における評価の対象となる医療技術

○ 令和4、6年度診療報酬改定と同様の取扱いとする。

① 分科会に提案書が提出された医療技術について

- ・ 評価の対象となる医療技術は、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第13部「病理診断」、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第1部「医学管理等」から第14部「病理診断」に該当する技術として評価されている又はされることが適当な医療技術であって、医療技術としてアウトカムが改善する等の有効性をデータで示すことができるものに限る。
- ・ また、提案書が提出された医療技術の実施に当たり、薬事承認されていない医薬品、医療機器又は体外診断用医薬品を使用するものは、原則として分科会における評価の対象外とする。承認が見込まれるものについては、令和7年8月末日までに確実に承認取得が可能な場合のみ、評価の対象となる。

② 先進医療として実施されている医療技術について

- ・ 平成30年度診療報酬改定以降の取扱いと同様に、分科会における評価の対象とする。

③ 保険医療材料等専門組織において審議された医療技術のうち医療技術評価分科会での審議が必要とされた医療技術について

- ・ 令和6年度診療報酬改定の取扱いと同様に、分科会における評価の対象とする。

(イ) 提案書の様式

○ 令和6年度診療報酬改定で用いた様式を一部修正したものを用いる。なお、提案書の様式については、以下の留意点がある。

- ① 当該医療技術が用いられることが想定される診療科について、選択する欄あり
- ② 学会等が作成する「診療ガイドライン」等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療ガイドライン等における当該医療技術の位置づけ等を明記する欄あり
- ③ 当該医療技術により予想される影響額については、社会医療診療行為別統計に基づき算出されることが主であるものの、それ以外のデータを用いて算出される場合もあることを踏まえ、備考欄あり

- ④ 当該医療技術に関連して減点や削除が可能と考えられる医療技術について、現に当該医療技術の対象となる患者に対して行われている医療技術も含めて記載することを明確化
- ⑤ 参考文献について、雑誌名等を具体的に記載する欄あり

(ウ) 医療技術の評価等の進め方

- 令和4、6年度診療報酬改定と同様に、学会等からの医療技術の提案に対する評価(案)の作成に当たり、WGを設置し、意見を求めることとする。

(2) 医療技術の体系的な分類について

- 令和6年度診療報酬改定においては、前記のとおり、整形外科領域におけるKコードの見直し案が示されたことを踏まえ、令和6年度診療報酬改定の次の改定での対応に向けて必要な検討を行うこととしたところ。
- 以上を踏まえ、令和8年度診療報酬改定においては、分科会で引き続き具体的な対応の検討を進めることとする。

(3) 医療技術の再評価について

- 令和8年度診療報酬改定に向けては、下記①に示される医療技術を対象として、関係学会からの報告書の提出を求めることが、令和6年1月15日の本分科会において決定され、同年2月3日の中医協総会においても了承されたところ。(技-1)
- 報告書の様式及び報告書提出後の対応については下記②及び③に示すとおりとはどうか。

① 医療技術の指定について

- A) 令和6年度診療報酬改定において対応する優先度の高いものとされた医療技術のうち、「ガイドライン等で記載あり」とされたもの(計116件)
- B) 平成28年度から令和6年度までの診療報酬改定において、レジストリの登録を要件として保険適用された技術(計40件)

② 報告書の様式

- ・ 令和6年度診療報酬改定で用いた様式を一部修正したものを用いる。

③ 報告書提出後の対応について

- ・ 必要に応じて提出学会等に対して事務局によるヒアリング及びWGからの意見聴取等を行い、分科会において以下のように評価することとしてはどうか。

- A) 「ガイドライン等で記載あり」として指定された医療技術については、ガイドライン上の位置づけの変化等を分科会における評価の参考とする。
- B) レジストリの登録を要件として保険適用された技術として指定された医療技術については、レジストリの解析により当該技術の有効性・安全性が示されているか確認する。なお、有効性・安全性が確認された技術については、関係学会と協議し、レジストリの登録を引き続き要件とすべきか分科会において検討する。

(4) 医療技術の整理について

- 令和8年度診療報酬改定においても、引き続き、分科会において関係学会からの医療技術の削除の提案に対応することとする。
- 医療技術の削除に関する提案は、提案された医療技術に関連して医療技術の減点や削除が可能と考えられるものとして他の医療技術の提案と併せて行うことや、既存医療技術に関する再評価区分の4「保険収載の廃止」としてそのみで行うことが可能であることに留意する。

3. 今後のスケジュール（案）

○ 提案書について

令和8年度診療報酬改定に向け、学会における提案書の作成や、分科会における評価等に必要な時間を確保する観点から、下記のスケジュールで実施することとする。

令和7年 2月中旬 提案書受付開始



約4ヶ月

6月上旬 提出締切（前回改定：6月9日）

6月～

- ・提案内容の重複や薬事承認等の確認
- ・WGの意見を聴取しつつ、事務局において評価（案）を作成
- ・評価（案）を元に分科会において評価

令和7年度内

評価結果を中医協総会に報告

○ 報告書について

学会における報告書の作成や、分科会における評価等に必要な時間を確保する観点から、下記のスケジュールで実施することとする。

令和7年 2月中旬 報告書受付開始



約4ヶ月半

7月上旬 提出締切（前回改定：4月28日）

8月～

- ・事務局によるヒアリング・WGからの意見聴取等を行い、事務局において評価案を作成

・評価（案）を元に、分科会において評価

令和7年度内

・評価結果を中医協総会に報告